

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和3年7月8日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0708第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

- 適用日 令和3年7月8日から適用
- 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
インターロイキン-6 (IL-6)	170点



▼詳細内容

太字下線部分が変更されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
インターロイキン-6 (IL-6)	170点	生化学的 検査(Ⅱ) 判断料 (※5: 144点)	「D008」 内分泌学的 検査 の「31」	全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法又はCLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。